

次期計画で新たに取り組む項目（案）

（事務局案）

次期計画においては、現行計画を精査したうえで引き続き取り組むべき施策については継続する。

また、新たに下記3施策を検討課題とするほか、4のとおりスケジュールを進めたい。

1 産業部門向け施策

理由：現行計画では国の施策が不透明であることから数値目標が盛り込まれていないが、市として可能な範囲で対策を取る必要があるため産業部門向け施策を導入する。

1-1 現行計画で産業部門が抜けている理由

○「産業部門に影響が大きい国の施策が現在不透明であることから、この計画では産業部門を除外して目標を設定します。国の地球温暖化対策に関する具体的な方針及び対策が明確になった時点で、千葉市の目標を設定します。」（現行計画より）

1-2 三者協定、二者協定に基づく取り組み（実施中）

○三者協定は県、市、臨海部の主要企業7社の三者、二者協定は市と市内主要事業者26社の二者の間で締結する協定で、従来から実施している公害の未然防止に加え、「地球環境の保全」を明記し、環境管理組織の充実や住民への情報提供など、地域の環境保全を推進するもの。

○年間計画書の作成

協定締結事業者は、大気汚染、水質汚濁、騒音等に係る環境保全並びに地球環境の保全（温暖化等）の各項目について各年度の計画を作成し、提出している。（参考資料1）

1-3 計画書、実績報告書（二者）（実施中）

○各事業者の自主的な取組について計画の提出、次年度に前年度の結果の報告を受けている。

→国の計画を踏まえ、大規模事業者を中心に再エネ導入計画の周知や計画書制度の導入等に取り組んでいく。

2 適応関連施策

理由：平成27年度に国において適応計画を策定予定であるほか、現在の削減対策（緩和策）に加えて今後の温暖化対策の一つとして重要と考えられるため、適応の概念を導入する。

2-1 適応の概念

○適応とは…気候変動の影響に対し自然・人間システムを調整することにより、被害を防止・軽減し、あるいはその便益の機会を活用すること（IPCCの定義による）

2-2 国の動向

○平成25年7月：気候変動影響評価等小委員会を設置
（気候変動が我が国に与える影響及びリスクの評価について審議）

○平成27年3月：意見具申取りまとめ

「気候変動の影響は、気候、地形、文化などにより異なるため、適応策の実施に当たりそれらの地域ごとの特徴を踏まえることが不可欠であることから、国レベルの取組だけでなく地方公共団体レベル

の総合的、計画的な取組を促進することが重要である。」と位置付けられている。

○平成27年8月（予定）：政府全体の気候変動に対する適応計画を策定予定。

2-3 庁内向け周知

○全庁内向けに現行計画の進捗確認、担当割り振りの確認を実施した際に、次期計画策定時に導入を検討している事項として、適応の概念を紹介した。（参考資料2）

→今後示される国の適応計画を踏まえたうえで、市の方向性を提示したい。市の地域性等を考慮したうえで広範に検討する。

3 水素関連施策

理由：水素は多様なエネルギーから製造することができるほか、使用時にはCO₂を排出しないことから低炭素社会実現の施策として有効であると考えられるため、水素関連施策を導入する。

3-1 国の動向

○経産省が水素・燃料電池戦略協議会を立ち上げ、平成26年6月にロードマップをとりまとめた（参考資料3）

3-2 九都県市の取組み

○平成26年6月に九都県市地球温暖化対策特別部会の下部組織として、水素エネルギー普及検討ワーキンググループを立ち上げパンフレットを作成する等普及啓発を行った。平成27年度は国に対して要望を行うほか、燃料電池自動車の試乗会やセミナー等を行う予定。（参考資料4）

3-3 市の取組み

○家庭用燃料電池（エネファーム）に対して補助金を継続実施中。
（平成25年度実績116件 平成26年度実績116件 平成27年度も補助金を継続予定。）

3-4 市内の状況

○花見川区（武石インター付近）に水素ステーションが設置された（平成27年3月）

→引き続き水素の有用性、安全性等の普及啓発に努める。その他、現在実施中の家庭用燃料電池（エネファーム）の補助制度のほか、普及拡大策について検討する。

4 スケジュール(案)

平成27年	7月	第2回専門委員会開催（施策の検討など）
	9月	第3回専門委員会開催（施策の検討など）
	11月	第4回専門委員会開催（原案策定）
	11月	環境総合施策部会（中間報告）
	12月	パブリックコメント手続き
平成28年	2月	第5回専門委員会開催（パブリックコメントへの対応）
	3月	環境総合施策部会（計画（案）を提出）
	3月	計画策定